

## 第1 監査の請求

### 1 請求人

7名

### 2 請求書の提出

平成24年3月5日

### 3 請求の内容

請求人らの提出した岸和田市職員措置請求書及び事実を証する書面等（甲第1号証～甲第12号証）によれば、本件請求の内容は、次のようなものであると認められる。

(1) 芝生化したA中学校運動場を「元の土のグラウンド」に戻す費用を校長、教頭又は緑化委員会に負担させるべきこと。

- ・ A中学校B校長、C教頭は、地域、PTA、教職員のコンセンサスを得ることなく、「A中学校運動場全面芝生化事業」を推し進めてきた。
- ・ 芝生化により、在校生の教育活動に多大な支障が生じ、市は、運動場の復旧整備をするため、公金をもって「元の土のグラウンド」に戻す費用を負担した。
- ・ 当該費用は、原因行為をなした校長、教頭又は緑化委員会が負担すべきものであり、公金をもって充てることは不適切である。

(2) A中学校運動場芝生化事業で校長及び教頭が関わった事業費の収支について、地域住民、保護者に対して詳細な会計報告を行うこと。

- ・ A中学校運動場芝生化事業の資金約800万円の原資について、うち300万円は大阪府の補助金が充てられているが、残りの約500万円については、「誰から、どのようにして、いくら」集められたのか、資金調達源泉が明確でない。
- ・ 支出面においても、芝生化事業の一環としてA中学校校庭内に設置した井戸の工事を請け負った業者の領収書130万円が存在するが、当該工事に係る見積書、請求書がなく、大阪府に提出された（補助金の）会計報告書にも当該工事に関する記載がなく、不正な経理が疑われる。
- ・ 学校という教育現場において、校長、教頭によって、説明のつかない多額の資金が集められ、不明瞭な支出が行われたにもかかわらず、岸和田市教育委員会はこのような行為をした者を放置している。

## 第2 監査の実施

### 1 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

### 2 請求人の陳述

法第242条第6項により、平成24年3月19日、請求人らに対して証拠の提出

及び陳述の機会を設けた。請求人らからは、本件請求の内容を補足するものとして、新たな証拠（甲第13号証～甲第21号証）の提出があり、以下の内容の陳述があった。

- (1) 本件は、現在、緑化のために植えた芝生を剥がした後、土を掘り起こし整地をする工事がされているが、この工事費用9,670,500円を公金で支出するのは不相当である。これは、中学校の緑化事業として、B校長及びC教頭が主体となり、スポーツクラブであるDからの資金、大阪府からの助成金300万円を充てて実施したもので、そのため、約2年間にわたり、生徒たちは十分な体育授業を受けられなかった実態がある。教育委員会の正式な許可を得ることなく、独断で行われた事業の後始末に公金を充てるのはおかしい。むしろこの事業を行ったB校長及びC教頭にその費用を持たせるべきである。
- (2) 緑化委員会は、大阪府への補助金申請のためだけに作られたペーパー委員会であり、一度も会議が開かれたことのない、実体のない形式的な委員会である。委員になっているメンバーもほとんど自分が委員になっていることすら知らない委員会で、主導してきたのがB校長及びC教頭である。
- (3) 運動場の全面芝生化について、教育委員会は正式な許可は与えていないとしながらも、教育長は「学校教育に支障がないのであれば芝生を植えることを認める」と平成21年春ごろにB校長に対して言ったと発言しており、緑化委員会に対して許可を与えたのではないと明言している。許可は口頭で了承されたものである。B校長は学校管理課には、正式な手続きをとらずに運動場に芝生を植え、スプリンクラーと配管を設置した。
- (4) 調べていくとDのサッカーのためのグラウンドであることがはっきりしてきた。行政が芝生のサッカーグラウンドをつくってくれないのであれば、自分たちでつくろうと、サッカー関係者が約500万円の資金を出したのが実態である。地域、地元は寄附のお願いもされていない、一切の寄附もしていない。
- (5) 芝生化の結果、テニスコートにまで植えられた。芝生といっても、甲子園球場や長居球技場のような芝生ではなく、公園に生えているような草である。テニス、野球、ソフトボール、陸上の部活動が十分できないため、保護者が学校に掛け合ってきた。関係者と話し合ってきたがなかなか埒が明かないので、平成23年12月のPTA臨時総会で圧倒的多数で元の土のグラウンドに戻す決議がなされた。これは、平成23年12月2日付けで約6,000名の嘆願書を市長に提出したところ、市長から「PTA総会で物事を決したらよい」というアドバイスをいただいた結果である。
- (6) 平成23年7月8日、PTA役員、保護者とB校長、C教頭で話し合いをした際、芝生化の決定についての質問にはC教頭が「学校の職員会議で決定した」と言った。しかし、その後9月2日のPTA役員、保護者と一般の先生方16人との話し合いの際に、この職員会議での決定について質問をすると、「職員会議が始まるときに、もう芝生化ありき、芝生化決定の上で会議が進んだ」という

ことを数名の先生方から聞いた。

(7) 教育委員会の関与は、直接的ではないにしろ間接的にグラウンドの実態を容認したという事実があり、責任の一端がないともいえないが、やはり校長及び教頭の責任を追及せずにおくのはおかしい。この2人がしたことについて、市の公金をもって工事することは市民感覚として絶対許せない。教育委員会が一時的に今回の復旧工事費用を工面したとしても、後で必ず校長、教頭に弁償させないといけない。

### 3 監査対象事項

請求人らの請求のうち、次の内容を監査対象事項とした。

岸和田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、平成24年2月24日付けで岸和田市が締結した工事請負契約による請負代金9,670,500円を市の損害としてA中学校B前校長（平成24年3月末日退職）及びC前教頭（平成24年4月1日異動）又は岸和田市立A中学校運動場緑化委員会（以下「緑化委員会」という。）に賠償請求しないことが、「違法又は不当に財産（債権）の管理を怠る事実」に該当するか。

### 4 監査対象部局

岸和田市教育委員会教育総務部学校管理課（以下「学校管理課」という。）

岸和田市教育委員会学校教育部学校教育課（以下「学校教育課」という。）

## 第3 監査対象部局等の陳述等

### 1 監査対象部局の陳述

平成24年3月19日、監査対象部局の職員に対して監査対象事項について陳述を求めたところ、資料（乙第1号証～乙第4号証）の提出があり、次のような陳述がなされた。

- (1) 教育委員会としては、学校施設の維持管理は業務の一つととらえている。今回の運動場の整備工事も教育委員会が必要と判断した内容で実施している。
- (2) 岸和田市立A中学校の緑化事業は、大阪府の事業を活用し、緑化委員会が主体となり、芝生化のことを決定していくものととらえていた。
- (3) 校長からは「生徒たちの教育活動に支障がなく、運動場を芝生にすることによって、より充実した活動ができる」という説明を聞いている。また、和歌山県の全面芝生化している小学校を視察するなど、スタートにあたり、十分教職員間で話し合っているものと受け止めていた。
- (4) 平成21年6月に芝生の植え付けをして以降、校長の話から順次芝生化事業が進んでいると当時にとらえていた。

なお、平成21年6月のスタートの後、しばらく養生期間として部活動は市内の市民グラウンドや近隣の学校を借りていたことは承知している。また、同年8月末に一定の養生期間を終え、同年9月以降の教育活動や秋の体育大会、平成22年10月の体育大会は見に行ったが、予定どおり実施されていた。

(5) 平成 22 年 11 月、初めて教育委員会に地域の方から部活動に支障がある旨の相談があった。相談を受け、校長に内容を確認すると、その時点の運動場の状態では整備が不十分なので、学校として同年 11 月末までに整備することを保護者に提案していると聞いていた。

平成 22 年 11 月末、保護者がグラウンドの整備状況を確認したが、やはり不十分だということで、保護者の方がグラウンド整備を行ったのが同年 12 月初旬である。

その後、新聞報道等でご存知のとおり、学校、緑化委員会、保護者との間で意見の相違等があり、教育委員会として、この事業の主体である緑化委員会の会議を開催しつつ問題の解決を図るよう学校長に指導を行った。

(6) 平成 22 年当時、1 年以上も緑化委員会の開催実績がなく、平成 23 年 1 月末に地域の方に相談し、同年 2 月に A 中学校運動場あり方委員会を組織した。そこでは、生徒のためのグラウンドであるべきことや緑化委員会の会議を開催しながら問題解決を図っていくなどの意見を集約し、話し合いが行われた。

同年 3 月初旬に第 1 回目の緑化委員会が開催された。ところが、緑化委員会では結論や方向性を得ることが難しく、同年 8 月に再度会合がもたれているが、残念ながらそこでも方向性をはっきりと結論づけることができなかつたと受け止めている。その後の緑化委員会の開催が困難であるとみなした。

(7) 平成 23 年 8 月、教育委員会として調査を行い、同年 9 月学校に対し、どうい

う点で支障があるかを詳細に検討した上で、改善、是正するよう指導を行った。平成 23 年 10 月中旬、学校側の是正の結果、一定グラウンドが使える状態になったと教育委員会はとらえている。

(8) 平成 23 年 10 月中旬以降、緑化委員会は、その方向性を決定する機能を有しなくなっており、芝生化の問題の解決については P T A 総会で運動場を土に戻すという総意に基づき、その方向性を得た。

土に戻すことについては、芝生化事業を進めてきた緑化委員会の委員がグラウンドの芝生を剥がした後、教育委員会として、その土に戻された運動場の状態を受けて、整地の必要があると判断し、今回の工事に至っている。

2 平成 24 年 3 月 27 日、関係人調査として A 中学校 B 前校長及び C 前教頭の両名に対して、監査対象事項について、説明を求めたところ、次のような説明がなされた。

(1) 芝生化については、平成 20 年 12 月、職員から提案があり、野球部、ソフトボール部、陸上部の顧問が芝生化を行っている学校を視察し、芝生化の可否を判断した上で職員会議で決定した。意見としては、野球部顧問からマウンドの上だけは土にしてほしいというものだった。

(2) 学校管理課には水道の話をし、高額な水道料金がかかるとの指摘があったが、その後大阪府の補助金を知り、結果的には井戸を掘ることにした。学校管理課には書面はないが、黙認してもらったと理解している。

(3) 芝生は一部剥がされることになるが、それまではこの事業について理解されていたと思っている。

緑化委員会を組織するにあたり、事前に連合町会の総会で紹介し、PTAの会長や実行委員に話をすると「良い事業だ」と理解をしていただいた。緑化委員会の委員には直接会って説明し、残る委員には、資料を郵送した。委員である老人クラブや子供会には芝生の有効利用をすべく、長期的な視点から維持管理をお願いする予定であった。しかし、初年度、次年度と芝がうまく育たなかったため、有効利用できず、緑化委員会の会議開催に至らなかった。

そもそも事業の始まりが緑化委員会ではなく、学校側で芝生化を決定したため、緑化委員会の会議が開催されなくても、事業は芝生を剥がされるまでは順調に進んでいた。この間、体育大会も2回開催し支障がなかった。

一部の保護者が芝生を剥がしたことについては、その約1週間前に学校側が行った運動場の整備では不十分なので、学校側が土を用意し、保護者が整地を手伝ってくれるという認識で許可をしたが、重機を入れることは聞いていなかった。

(4) 平成23年12月、過半数にあたる8名の緑化委員会委員に承認を得、校長が緑化委員会委員長に就任した。緑化事業は平成23年12月の末で消滅している。

(5) 緑化事業の約800万円の費用については、300万円は大阪府の補助金で、残り約500万円は寄附である。誰からいくらもらったかは記録しており、不明瞭なことはない。大阪府の補助金の監査も受けている。

(6) 部活動については、芝生化される以前より陸上部は中央公園で他校と合同練習をしており、テニス部も人工芝の会場を借りて練習をしている。野球部とソフトボール部は芝生化の後も中学校の運動場を使用していた。

(7) 教育財産である運動場全面の芝生化については、施設管理を任されているのは校長だが、許可権限の中心は教育委員会にあると考える。教育委員会には、緑化委員会委員としてではなく、A中学校長として話をしてきた。

3 平成24年3月29日、関係人調査として教育長に対して、監査対象事項について説明を求めたところ、次のような説明がなされた。

(1) 運動場の全面芝生化についての許可権限は、教育施設のため教育委員会にある。日常的な管理は校長にさせている。今回の芝生化事業については、校長が職員会議に諮った結果、教育活動に支障がないということで認めざるを得なかった。

(2) 教育活動に支障があると認識した時点で、校長には教育委員会の権限で、支障のある部分を除外するように命令した。支障のない状況をつくり、教育委員会としては、一定の評価をした。緑化の維持については緑化委員会に決めていただきたかったが、機能していなかった。

その後、一部の保護者より部活動に依然として支障がある旨の意見があり、緑化委員会も機能していないため、A中学校全体としての意思を決定していた

だくためPTA総会に諮り、その総意に従った。

- (3) 運動場を含めた教育施設管理は、教育委員会に責任と権限がある。平成 23 年 12 月、緑化委員会が運動場の全面の芝生を剥がした後の状態を見て、長期的な施設管理の面から公費で抜本的な整備工事を行うことにした。

#### 第4 監査の結果及び判断

##### 1 事実関係

当職は、請求人らの提出した本件請求書及び事実を証する書面等並びに請求人らの陳述並びに監査対象部局の陳述等から、監査対象事項に関する事実関係を次のように認定した。

##### (1) 事業実施の端緒

###### ア 発意

平成 20 年 12 月頃に A 中学校職員の提案で、A 中学校運動場の芝生化を行ってはどうかとの話が持ち上がった。その後、当時の野球部、ソフトボール部、陸上部の顧問の教員らが実際に芝生化を実施した和歌山県内の小学校の視察を行い、その結果を受けて職員会議での議論を経て、芝生化の実施を決定した。

###### イ 教育委員会への相談

平成 21 年 3 月、当時の A 中学校 B 校長が学校教育課に芝生化について相談をし、学校教育課長は、「学校教育活動に支障が生じない」、「職員会議においてもきちんと議論を行っての決定である」、「(芝生化の)費用についても見通しががついている」との説明を受け、教育活動に支障がないことを条件に芝生化事業を進めることを容認した。また、同年 4 月には、学校管理課にも芝生化についての相談を行い、学校管理課長は、芝生の育成に必要な水道代金を市の予算で負担することはできないとの指摘を行った。

##### (2) 緑化委員会について

###### ア 緑化委員会の設立

平成 21 年 5 月 1 日付けで A 中学校の運動場を芝生化する事業を実施する主体として、当時の A 中学校 B 校長、A 中学校 P T A 会長、校区連合町会長、N P O 法人代表者ら 14 名を構成員とする「岸和田市立 A 中学校運動場緑化委員会」が設立された。

###### イ 緑化委員会の会則

緑化委員会は、目的、委員会の構成、代表者等の組織運営に関する規範となる岸和田市立 A 中学校運動場緑化委員会会則（甲第 3 号証）を定めている。

##### (3) A 中学校運動場の緑化事業について

###### ア 大阪府への補助金交付申請

緑化委員会は、A 中学校の運動場緑化事業の資金に充当するため、平成 21 年 6 月 5 日付けで、大阪府知事あて、大阪府みどりの基金みどりづくり推進事業補助金交付申請を行い、平成 21 年 6 月 8 日付けで補助金 300 万円の交

付決定を受けた（甲第4号証）。

#### イ 緑化事業の概要

前記補助金交付申請に当たって申請書に添付されていた事業計画書によれば、芝生化による緑化範囲は、A中学校運動場の大部分を占める8,976平方メートルに及ぶもので、散水用スプリンクラー設置工事、芝刈り機等の購入費用も補助金交付の対象費目となっていた。

#### ウ 緑化事業の実施

平成21年6月19日に大阪府担当職員立会いのもと、芝の苗の植え付け作業を、緑化委員会委員、学校教職員、生徒、地域住民により実施した。

### (4) 部活動への支障の発生とその対応について

#### ア 芝生化に対する苦情

平成21年6月の芝の苗の植え付け以後、平成21年10月、平成22年10月の体育大会は、学校教育課長らが見学に行き、特段の顕著な支障なく実施されたとの認識を有していたが、同年11月頃から、生徒の保護者の一部から「部活動に支障がある」との苦情が学校、岸和田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に寄せられるようになった。

同月、保護者の苦情を受けて、教育委員会は、A中学校に出向き、学校側に保護者の苦情に対応するよう求め、部活動を含む学校教育活動における支障の除去を指導した。

#### イ 保護者による運動場の芝生の一部の撤去及び整地

平成22年11月27日、学校は、芝生の上に砂16トン投入し、整地を実施したが、当該処置を不十分とする保護者からの「整地協力」の申し出を受け入れ、さらに18トンの土を購入した。保護者の一部は、平成22年12月4日及び5日に、運動場の芝生の一部約3,000平方メートルを撤去した上で学校側が購入した土を運動場に投入して整地した。この保護者の行動が、平成22年12月16日に新聞報道されるに至った（甲第1号証）。

#### ウ 芝生の原状回復に向けた協議

保護者らによる運動場の芝生の一部除去後も、芝は残存し、散水用スプリンクラー、貯水タンク、水源としての井戸は、設置当時の状態で、残る芝生の養生は継続されていた。

平成22年12月14日に、補助金を交付した大阪府の泉州農と緑の総合事務所職員が現地を訪れ、一部芝生が剥がされた運動場の状況を確認するとともに、緑化委員会に対して、芝生の原状回復を行うようA中学校保護者と協議すべく指導を行った。

その後、教育委員会、A中学校、緑化委員会、A中学校PTA、泉州農と緑の総合事務所で芝生の原状回復や代替措置について、協議が再三行われたが、合意にいたることはなかった。

#### エ 芝生の全面撤去の申し入れ

A中学校運動場の緑化事業を議題として、平成23年12月16日にA中学校PTA臨時総会が開催され、A中学校運動場の芝生の全面撤去が決議され、同日付でA中学校PTA会長から教育長にあて「平成24年1月の第3学期始業までに運動場の芝生及び貯水タンク、スプリンクラー等の関連設備の撤去を求める申し入れ」が行われた（甲第8号証）。

(5) 芝生の全面撤去、運動場の整備工事について

ア 芝生の全面撤去

先のPTA臨時総会の決議を受けて、A中学校運動場の芝生の撤去を検討、平成23年12月27日から30日にかけて、緑化委員会委員であるB前校長らが芝生を撤去し、撤去後に必要な整地作業を行った。

イ 運動場整備工事の実施

芝生撤去後の運動場の状態を調査した結果、表面の芝は撤去できているが、根が残りこれが生育することによって、再び部活動に支障が発生する可能性が認められた。教育委員会は、将来的にも教育活動等に支障が発生するのを防止するため、本格的な運動場整備工事が必要であると判断し、平成23年度の予算をもって、建設部建築住宅課に当該工事の予算分任を行い、平成24年2月21日付けで指名競争入札が執行された。

前記入札で、落札した工事請負業者により、平成24年2月24日から同年3月30日までの工期において、A中学校運動場整備工事が施工され、芝生の根及びスプリンクラー設備が完全に撤去された後、当該工事請負費用9,670,500円が、同年4月26日に当該請負業者に支払われた。

2 判断

前記事実関係を踏まえ、当職らは、教育長が、平成24年2月24日付けで岸和田市が締結した工事請負契約による請負代金9,670,500円を、市の損害として、A中学校B前校長及びC前教頭又は緑化委員会に賠償請求しないことが、「違法又は不当に財産（債権）の管理を怠る事実」に該当するか否かについて、次のとおり判断した。

(1) 前提

ア 措置請求対象職員について

請求人らは、「教育長」を措置対象職員として「A中学校B前校長及びC前教頭又は緑化委員会に賠償請求」するよう勧告することを当職に求めている。しかしながら、教育長が法律上「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第17条第1項）」者であるとはいえ、市の債権の管理は地方自治体の長の権限に属する事項（法第149条第6項、第240条）であるため、当職らは請求人らの請求の内容の趣旨を変更することなく、措置対象職員を市長と読み替えて、判断を行った。

イ 債権の存否について



請求人らの主張するように、市が「A中学校B前校長及びC前教頭又は緑化委員会」に対して、「平成24年2月24日付けで岸和田市が締結した工事請負契約による請負代金9,670,500円」を市の損害として請求するためには、当該債権が法律上存在するといえることが必要である。

損害賠償請求権の発生原因は、課税等の行政処分や私法上の契約によるもののほか、不法行為による損害賠償請求権、不当利得による返還請求権などが考えられるところ、本件の場合には、市に「平成24年2月24日付けで岸和田市が締結した工事請負契約による請負代金9,670,500円」を支出させた法律上の原因が前校長、前教頭ないし緑化委員会による違法行為であるか否かが問題になると考えられる。

## (2) 芝生化事業実施における違法性の存否について

### ア 芝生化事業の実施主体

前記第4(1)、(2)及び(3)に記載のとおり、芝生化事業は、職員の提案を端緒として、学校内の職員会議や教育委員会への相談を経て、PTA会長、町会関係者等地域住民の参加も得て、緑化委員会が実施主体となって実施された経緯が認められる。

この点、請求人らは、当該緑化委員会が府の補助金を受けるための実態のない組織であって、会議も開かれず、前校長、前教頭によってなされたペーパー委員会であると主張する。しかし当該緑化委員会は、委員として校長、教頭らが参加し、また、会則が整えられ、平成21年6月19日には、大阪府担当職員立会いのもと、芝の苗の植え付け作業が緑化委員会委員、学校教職員、生徒、地域住民により実施されたとの事実経過からすれば、その実態が存在しないものではなかったと認められる。

したがって、芝生化事業は、市とは別の独立した任意団体である緑化委員会により実施されたものと認定することが相当である。

### イ 芝生化事業実施に際しての手續（教育委員会の許可）

前記アを前提とし、芝生化事業が緑化委員会により、市の教育財産である中学校運動場において行われるにつき、教育財産の管理者である教育委員会（地方教育行政法第23条第2号）の許可を得ていたのか、また前校長、前教頭の独断で行われたものではないのかとの点については、緑化委員会設立後、芝生化事業の実施日までに、緑化委員会が教育委員会より施設の使用許可を得ていたとの事実は、確認できない。

前校長は、緑化委員会設立前の平成21年3月ないし4月に、教育委員会に対して運動場の芝生化に関しての相談を行い、水道代の問題を除き、口頭により教育委員会から芝生化を容認する意向を示されていた事実が認められるものの、この時点では、緑化委員会は設立されておらず、緑化事業を実施する主体である緑化委員会自身が、市の教育財産である中学校の運動場に芝生を植えるという行為が法的に許されているものではなかった。

とはいえ、少なくとも、教育委員会は、A中学校において、平成21年3月ないし4月以後、芝生化事業が実施されるであろうことをすでに知っていたというべきであり、また、その後芝生化を追認したことも認めている。さらに、平成21年6月19日の芝の苗の植え付け後についても、当時の学校教育課長らが平成21年10月、平成22年10月にA中学校の体育大会を見学し、芝生化事業が進んでいることを確認し、芝生化事業が問題化する平成22年11月まで、教育委員会はこれを阻止する指導等を行った経過が全く認められないことなどからすれば、芝生化事業は、少なくとも教育委員会の黙示の許可を得て、実施されたものであると考えざるを得ない。

#### ウ 芝生化事業実施における違法性の存否

以上ア及びイで摘示した内容に照らして鑑みると、「緑化委員会という第三者」は、教育委員会の許可ないし承認を得て、緑化事業を実施したと認めることが相当であり、芝の植え付け時には、これに協力した人々が現に相当数存在したことは否定できない事実である。したがって、当該緑化事業を実施したことにつき、前校長、前教頭又は緑化委員会に違法な行為があったとまではいえない。

#### エ A中学校運動場整備工事について

A中学校運動場整備工事は、前記第4(4)及び(5)に記載のとおり、緑化委員会によって運動場の芝生化が実施された後、A中学校においては、2カ年にわたり、芝生化された運動場において体育大会が実施されるなど、芝生化によって顕著な学校教育上の支障が生じているとの認識はなかったが、平成22年11月以後、芝生の生育に伴って、生徒の保護者の一部から「中学校の部活動に支障がある」との苦情が学校、教育委員会に寄せられるようになり、その後、保護者らとの話し合いを経て、平成22年12月4日及び5日に運動場の一部の芝生を取り除き土を入れて整地されたものの、芝生の更なる撤去を求める保護者らの声が止むことはなく、協議を重ねたが合意に至らず、平成23年12月16日にA中学校PTA臨時総会で「運動場からの芝生の全面撤去」が決議されたことを受けて、実施されたものである。

当該運動場整備工事は、教育財産である学校施設の管理権限を有する教育委員会が、前記PTA臨時総会の決議という住民意思を尊重し、それまで推進してきた芝生化事業について、方針転換を図った結果必要となったもので、その原因は、「住民意思を尊重した結果」、「それまで推進していた事業を中止した点」にあるというべきであり、当該経費を前校長、前教頭ないし緑化委員会の負担とすべき法律上の根拠は見当たらないというべきである。

### 3 結論

以上のとおり、前校長、前教頭ないし緑化委員会は、本件芝生化事業の実施に当たって、何ら違法な行為を行ったものではなく、よって、岸和田市長ないし教育長が、本件A中学校運動場整備工事請負契約代金をA中学校B前校長及びC前

教頭又は緑化委員会に請求しない行為は、「違法又は不当に財産（債権）の管理を怠る事実」に該当するとは認められず、請求人らの主張には理由がないものと判断するので、請求人らの請求を棄却する。

なお、請求人らは芝生化学業の資金調達及び支出に関して不明瞭なものがあり、会計報告の提出及び地域・保護者への公表を求める事項については、市とは独立した団体である緑化委員会が、芝生化学業を行うための費用であり、市が管理する公金とはいえず、財務会計行為には該当しないものとして法第 242 条第 1 項の要件を満たさない請求であると判断し、請求人らの請求を却下する。

## 第 5 意見

監査の結果は、以上のとおりであるが、次のとおり意見を付す。

### (1) 教育財産の管理について

教育財産の管理権は、地方教育行政法に教育委員会の権限に属する事項とされているが、本件監査請求事案においては、文書によって明示することなしに公有財産の改変行為を認め、あるいは事実上、追認する結果となっており、このような取扱いは手続的に適当でないと考えられるため、教育委員会におかれては、今後、同様な事態が発生しないよう、教育財産の管理について、適切な事務執行を行うこととされたい。

### (2) 学校現場の指導監督について

今回の運動場芝生化学業によって、学校現場と保護者あるいは地域住民との間で問題解決が図れず、その後、教育委員会に相談が持ち込まれながら、問題を解決するまでに相当の期間を要し、このような事態に至ったことについては誠に遺憾である。

教育委員会は強力なリーダーシップを発揮し、学校運営の権限と責任を持つ学校長への適切な指導監督を行い、教育の目標達成に向け、調和の取れた学校運営に邁進されんことを切に要望する。